



監査告示第10号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和3年9月1日から同月27日まで実施した定期監査結果を別紙のとおり公表する。

令和3年11月5日

宇佐市監査委員 佐藤 博美

宇佐市監査委員 多田羅 純一

# 令和3年度第1回定期監査結果報告

1. 監査の対象 安心院支所 産業建設課

2. 監査の期間 令和3年9月1日から同月27日まで

## 3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、監査を実施した。

## 4. 監査の実施内容

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

## 5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その具体的結果を令和3年12月3日（金）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

### 【指摘事項】

- ・該当なし

### 【注意事項】

#### (1) 契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行されたい。

- ①設計金額の積算に必要な経費の一部が反映されていないもの

## 【要望事項】

機械・器具の故障に伴う購入等の契約について、早急に復旧しないと市民生活等に支障をきたすため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号による緊急を理由とした特命随意契約を行なっているものが散見される。器具等の設置から既に相当な年数が経過している場合、部品の製造が終了しており修理ができないことは容易に想定できる。今後は、日常的な管理を見直し、耐用年数及び施設運営の重要性等を考慮し、更新の年次計画を立て入札により対応し、緊急による随意契約を乱用することがないよう要望する。

# 令和3年度第1回定期監査結果報告

1. 監査の対象 院内支所 産業建設課

2. 監査の期間 令和3年9月1日から同月27日まで

## 3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、監査を実施した。

## 4. 監査の実施内容

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

## 5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その具体的結果を令和3年12月3日（金）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

### 【指摘事項】

- ・該当なし

### 【注意事項】

#### (1) 契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行されたい。

- ①委託契約の仕様書に履行期間、場所などの必要事項が記載されていないもの

## 【要望事項】

機械・器具の故障に伴う購入等の契約について、早急に復旧しないと市民生活等に支障をきたすため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号による緊急を理由とした特命随意契約を行なっているものが散見される。器具等の設置から既に相当な年数が経過している場合、部品の製造が終了しており修理ができないことは容易に想定できる。今後は、日常的な管理を見直し、耐用年数及び施設運営の重要性等を考慮し、更新の年次計画を立て入札により対応し、緊急による随意契約を乱用することがないよう要望する。

# 令和3年度第1回定期監査結果報告

1. 監査の対象 安心院支所 市民サービス課

2. 監査の期間 令和3年9月1日から同月27日まで

## 3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、監査を実施した。

## 4. 監査の実施内容

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

## 5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その具体的結果を令和3年12月3日（金）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

### 【指摘事項】

- ・該当なし

### 【注意事項】

#### (1) 契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行されたい。

- ①委託契約の仕様書に履行期間、場所などの必要事項が記載されていないもの
- ②委託契約について、仕様書に定められている業務報告が行われていないもの

### 【要望事項】

- ・該当なし

# 令和3年度第1回定期監査結果報告

1. 監査の対象 院内支所 市民サービス課

2. 監査の期間 令和3年9月1日から同月27日まで

## 3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、監査を実施した。

## 4. 監査の実施内容

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

## 5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その具体的結果を令和3年12月3日（金）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

### 【指摘事項】

- ・該当なし

### 【注意事項】

#### (1) 契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行されたい。

- ①設計金額を積算するための業者見積もりを1者からしか徴収していないもの

### 【要望事項】

- ・該当なし